

佐呂間町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 佐呂間町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供 用 開 始 年 月 日	昭和 35 年 1 月 1 日	計 画 給 水 人 口	4,250 人
法 適 (全 部 ・ 財 務) ・ 非 適 の 区 分	法適用(財務)	現 在 給 水 人 口	4,468 人
		有 収 水 量 密 度	0.081 千m ³ /ha

② 施 設

水	源	☒ 表流水 , ☐ ダム , ☒ 伏流水 , ☐ 地下水 , ☐ 受水 , ☒ その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	9	管 路 延 長	332.77	千m
	配水池設置数	37			
施 設 能 力	5,620 m³／日		施 設 利 用 率	56.18	

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	簡易水道の料金体系は「家庭用」「営業用1種」「営業用2種」「官公団体用」「工業用」「共同栓1」「共同栓2」「臨時用」「営農用」と用途区分が分れていて、基本水量も使用用途により変わってきます。 さらに、水抜栓（不凍栓）の数により基本水量・料金が変わる料金体系となっています。 料金改定の際には、基本的には下水道料金とセットで検討していく必要があり、水道料金の「家庭用」と下水道料金の「一般用」は同じ料金体系となっています。（ただし、前述のとおり水道料金は水抜栓の数により基本水量・料金が変わってきますので、「2栓」以上あると下水道料金と金額が異なります。） 令和元年10月（11月請求分）から消費税率の引上げ分を転嫁し料金変更を実施していますが、それ以外の改定については、独立採算の原則の基に、近隣市町村等の比較を含め料金設定することを基本としながら、市町村合併協議決裂により平成18年4月から全公共料金の20%値上げを実施。その後は、平成21年4月から町長公約により10%の値下げを実施し現在の料金水準になっています。
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 21 年 4 月 1 日

<料金表>

用途別		基本料金		超過料金 (1m ³ につき)		区 分
		水 量	料 金	水 量	料 金	
家庭用		10m ³ まで	1,687 円	11m ³ から	283 円	1栓に付
営業用	第1種	13m ³ まで	2,755 円	14m ³ から	283 円	1栓に付
	第2種	18m ³ まで	3,803 円	19m ³ から	283 円	1栓に付
官公団体用		11m ³ まで	2,326 円	12m ³ から	283 円	1栓に付
浴場用		30m ³ まで	6,349 円	31m ³ から	283 円	1栓に付
工業用		36m ³ まで	7,616 円	37m ³ から	283 円	1栓に付
共同栓	2世帯迄	15m ³ まで	2,535 円	16m ³ から	283 円	1栓に付
	3世帯以上	20m ³ まで	3,384 円	21m ³ から	283 円	1栓に付
臨時用		10m ³ まで	2,902 円	11m ³ から	283 円	1栓に付
営農用		50m ³ まで	2,200 円	51m ³ から	73 円	1栓に付

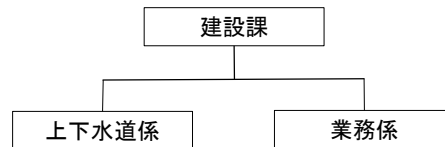
④ 組 織

建設課 5.5名 (建設課長は他業務兼務のため、0.5人)

(建設課長0.5名:60代、課長補佐1名:50代、業務係長1名:40代、上下水道係長1名:30代、上下水道係兼業務係2名:20代)

業務運営組織 佐呂間町役場建設課

<組織体制>



<職員数・年齢構成等>

年齢	建設課
61歳～	0 人
51～60歳	1.5 人
41～50歳	1 人
31～40歳	1 人
～30歳	2 人
合計	5.5 人

(2) これまでの主な経営健全化の取組

経営健全化の取組

①維持管理費の圧縮を図るため、令和4年度から各浄水施設の維持管理業務を上下水道一括して業者委託しています。

②漏水を減らすため、町内全域を対象とした年1回の漏水調査を実施しています。

③令和2年3月に、佐呂間簡易水道・若佐簡易水道・浜佐呂間簡易水道の3簡易水道の統合認可を受け、現在、補助事業により旧営農用水区域を簡易水道区域へ拡張する未普及地域解消事業を進めています。これにより、利用効率の向上ならびに維持管理経費の圧縮を図っています。

④令和5年度にアセットマネジメントを実施し、保有資産の把握、中長期的な財政の見通しの把握に取り組みました。

*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

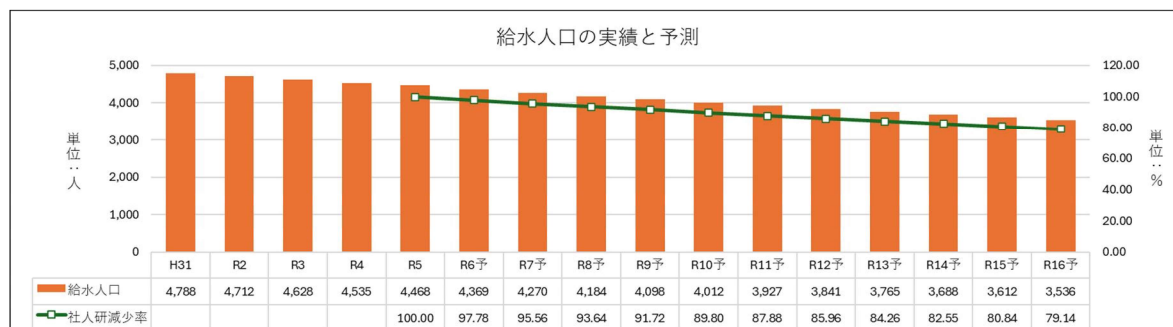
別紙、「経営比較分析表(令和5年度決算)」のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

令和5年度末の普及率は96.76%とすでに高水準であり、これ以上普及率を向上させることによる給水人口の増加は見込めなく、給水人口は住基人口に比例して毎年減少しています。

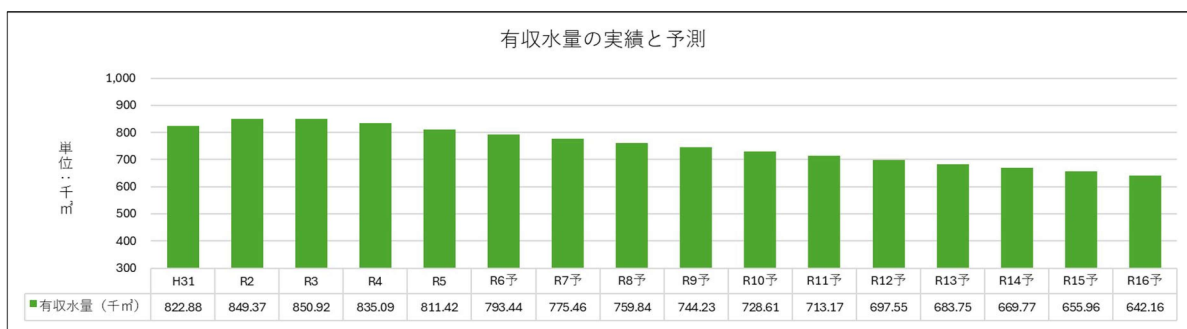
そのような関連性から、給水人口の予測は、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」の公表データを用いた減少率で将来給水人口の予測をしました。将来予測では、令和5年度給水人口の実績値は4,468人であるのに対して、10年後の予測値は3,536人となり、令和5年度実績値を100%としたとき、令和16年度は約79%になる見通しです。



(2) 有収水量の予測

有収水量の実績は、法人等の大規模農業による飼育牛等の頭数増加により、営農用の使用水量は増加傾向でありましたが、令和3年に飼育牛等の頭数増加はピークを迎え、令和4、5年度の使用水量は給水人口の減少とともに減少傾向にあります。

そのため、有収水量の予測は、給水人口に比例し減少していくものと予測されます。

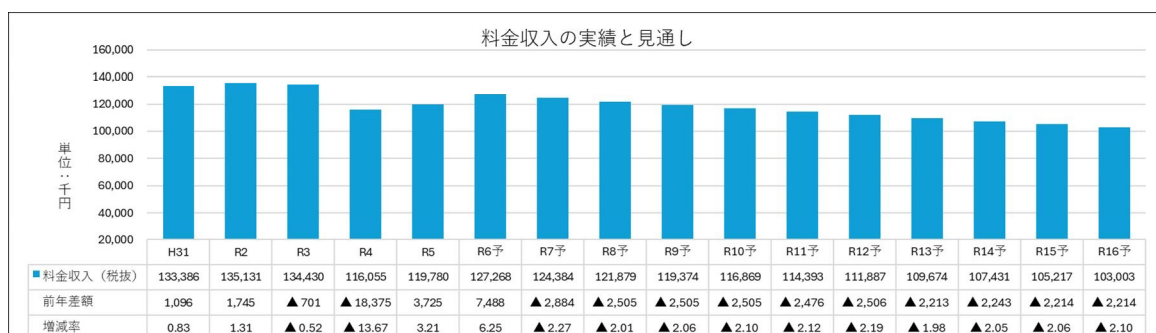


(3) 料金収入の見通し

料金収入の実績は、令和4、5年度に、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」と「デフレ完全脱却のための総合経済対策交付金」による水道基本料の免除を実施しています。

料金収入の見通しは、令和6年度は予算見込み額（税抜き）を算定し、令和7年度以降は、「予想年間料金収入＝予想年間有収水量×供給単価」の算式を用いて料金収入を試算しています。また、試算に用いた供給単価は、令和5年度の実績給水収益に減免額を加算した供給単価を採用しています。

有収水量の減少とともに、収益は年間約2百万円（前年比2%程度）の減少を続ける見通しです。



(4) 組織の見通し

簡易水道事業に従事する職員の数は、これまで建設課内で業務兼任を行いながら、通常業務の執行や課題解決に向けた取り組みを進めております。今後もこの人員数は大きな変動がないと考えます。

今後、簡易水道事業に必要な知識や経験を組織内に蓄積し、DXなど事業効率を図りながら事業運営に努めていきます。

3. 経営の基本方針

佐呂間町では、昭和56年に第1期佐呂間町総合計画を策定以降、第2期・第3期・第4期・第5期といずれも計画期間を10年とする長期総合計画を順次策定しており、現在は第5期佐呂間町総合計画を推進中です。

簡易水道事業は、計画の中で生活環境施策の中に位置づけられ、「良質な水の安定確保」、「施設整備と維持管理」、「節水意識の発」、「水道料金体系の適正化」の4項目を柱として安心で安全な水道水の供給に努めております。

今回、災害に強く安定供給できる水道を目指し、地震時においても給水機能を確保するために上記4項目に「耐震化の推進」を加えた5項目を基本方針として、今後も経営の効率化や健全化、さらには安心で安全な水道水の継続供給を行います。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	老朽管の更新の際に、耐震管を採用し耐震化率の向上を目指します。
-----	---------------------------------

計画期間内に実施する主な投資内容は下記のとおりです。

・令和7年～令和9年には、現在進行中である 佐呂間簡易水道（若佐地区）区域拡張及び基幹改良事業の予定事業を本計画に反映しました。

・令和10年以降には、令和5年度に策定したアセットマネジメントの更新基準年に基づく更新需要（40年試算）を平準化し、年間約3億～3億7千万の投資が必要と試算し、本計画に反映しました。

管路更新時には、耐震性及び耐久性に優れたDCIP（ダクタイル鋳鉄管 耐震型継手）、HPPE（配水用ポリエチレン管）を採用し管路の耐震化を進めています。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	料金回収率80%程度を維持する。 本来であれば、独立採算制の原則から収支の不足を補填する他会計繰入をしないことは理想ですが、今後予測される人口減少による収入の減少や、物価の上昇、施設更新による費用の増加を料金収入のみで補うことは住民生活への影響が大きいため、引き続き経費削減に努めながら、現状の料金回収率の水準である80%を維持することを本計画期間内の目標としました。
-----	--

◆財源の目標に関する事項

財源試算においては、いずれのパターンも料金収入の減少を補填するためには、他会計繰入しか選択せざるを得ないことから、料金改定を実施し自主財源を確保していく方針です。

○料金に関する事項

投資計画のとおり進めた場合、料金回収率80%程度維持するためには、令和11年に49%、令和16年に25%の料金改定が必要となる試算です。

○企業債に関する事項

令和 7～9年 ……事業計画による企業債額を見込んでいます。

令和10年以降 ……アセット更新需要の63%（簡水債50%、過疎債50%）を見込んでいます。

○補助金に関する事項

令和 7～9年 ……事業計画による補助額を見込んでいます。

令和10年以降 ……アセット更新需要の19%を見込んでいます。

○繰入金

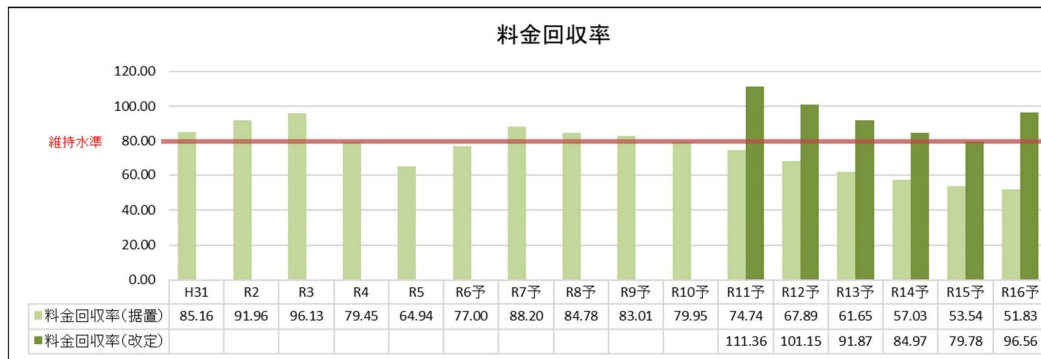
基準内には、簡水債元利償還（旧債は元利償還50%、新債は元利償還55%）を見込んでいます。

基準外には、過疎債元利償還100%、収支不足の負担額を見込んでいます。

料金回収率について

料金回収率は、料金据置の場合、令和11年度以降80%を下回り令和16年度には51.83%となる見込みです。

そのため、令和11年、令和16年に料金改定し、料金回収率を80%程度を維持する計画です。



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 職員給与費に関する事項
令和元年度から令和4年度の平均に年2%近の上昇率を見込んでいます。
- 動力費に関する事項
令和4年度に年2%近の上昇率を見込んでいます。
- 委託料に関する事項：
令和4年度、令和5年度の平均に年2%近の上昇率を見込んでいます。
- 修繕費に関する事項：
平成25年から令和4年度の平均を見込んでいます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化	ソフト連携は、北海道道広域連携プランにおいて佐呂間町は紋別地域にあたり、費用の削減効果のある対象業務について広域連携の検討を進めていきます。ハード連携は、本町の地形など地域事情を勘案し、広域化は難しいため、現状では実施予定はありません。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	PPP/PFI事業の活用は現状では予定ありません。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	アセットマネジメントは、令和5年度に策定し、今回の経営戦略改定から反映しました。 今後、経営戦略のサイクルに合わせて充実を図ります。この充実は予防保全型の維持管理等により長寿命化を図るとともに、更新投資は健全度等に応じた優先順位の設定や事業費の平準化及び料金改定による財政収支ギャップの解消などにより、更新投資の合理化に向けて検討を進めていきます。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	施設並びに管路のダウンサイジングやスベックダウンは、将来の水需要予測を踏まえて、統廃合、再編成、施設容量、口径変更の検討が求められます。この検討には、施設・管路の適切な予備力や給水安定性及び水道システム全体における合理的な配置などを考慮することが必要となりますが、投資の手戻りがないように長期的視点に立って検討を継続していきます。
施設・設備の合理化 (スベックダウン)	
その他の取組	該当ありません。

② 財源についての検討状況等

料	金	今後、老朽化施設の更新需要の増大が想定されることから、料金体系の検討も含めた適正な水道料金改定の検討が必要です。	
企	業	債	企業債残高対給水収益比率が過度に高くないよう、世代間の公平性を考慮した起債額を検討していきます。
繰	入	金	繰入基準に基づき必要額を算定するほか、基準外の繰入額については関係部署との調整が必要です。
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組		現在取り組みは行っていないが、今後は検討が必要です。	
その他の取組		該当ありません。	

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	経営戦略は、PDCAサイクルを働かせ、「経営戦略の計画策定(P)→計画の実施（事業運営）(D)→決算分析・乖離要因把握・検証(C)→取組みの再検討(A)→改定(P)→(D)→・・・」というサイクルを繰り返し、経営の基本方針に従い事業運営を行います。計画期間は10年間としPDCAサイクルに則り5年ごとに見直し、経営指標をはじめとする活動成果をHP等に公表していきます。 なお、次回は令和11年3月に見直す予定です。
-------------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度			令和5年度 (決 算)	令和6年度 (決 算) 〔 決 見 込 〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分														
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	120,294	130,737	124,804	122,299	119,794	117,289	170,868	167,135	163,836	160,494	157,195	192,298
		(1) 料 金 収 入	119,780	130,303	124,384	121,879	119,374	116,869	170,448	166,715	163,416	160,074	156,775	191,878
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(3) そ の 他	514	434	420	420	420	420	420	420	420	420	420	420
		2. 営 業 外 収 益	305,229	303,269	266,054	262,982	262,715	268,433	248,692	244,075	237,604	253,318	266,061	250,204
	収 入	(1) 補 助 金	79,702	68,728	16,223	21,453	24,004	28,892	9,297	11,570	14,050	27,887	39,320	20,154
		他 会 計 補 助 金	79,702	68,728	16,223	21,453	24,004	28,892	9,297	11,570	14,050	27,887	39,320	20,154
		そ の 他 補 助 金												
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	225,527	234,541	249,831	241,529	238,711	239,541	239,395	232,505	223,554	225,431	226,741	230,050
		(3) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支 出	支 出	収 入 計 (C)	425,523	434,006	390,858	385,281	382,509	385,722	419,560	411,210	401,440	413,812	423,256	442,502
		1. 営 業 費 用	404,024	399,872	386,180	379,451	376,144	378,941	383,122	385,727	387,671	397,602	404,957	408,588
		(1) 職 員 給 与 費	12,578	14,548	15,130	15,433	15,742	16,056	16,377	16,704	17,037	17,379	17,727	18,081
		基 本 給 付 費	7,098	7,193	7,358	7,505	7,655	7,808	7,964	8,123	8,285	8,451	8,620	8,792
		退 職 給 付 費												
	支 出	そ の 他	5,480	7,355	7,772	7,928	8,087	8,248	8,413	8,581	8,752	8,928	9,107	9,289
		(2) 経 費	139,537	119,932	105,235	107,169	109,141	111,154	113,206	115,299	117,434	119,611	121,833	124,098
		動 力 費	16,140	16,909	17,663	18,016	18,376	18,744	19,119	19,501	19,891	20,289	20,695	21,109
		修 繕 費	5,391	7,242	5,504	5,504	5,504	5,504	5,504	5,504	5,504	5,504	5,504	5,504
		材 料 費	1,874	986	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133
支 出	そ の 他	116,132	94,795	80,935	82,516	84,128	85,773	87,450	89,161	90,906	92,685	94,501	96,352	
	(3) 減 価 償 却 費	251,909	265,392	265,815	256,849	251,261	251,731	253,539	253,724	253,200	260,612	265,397	266,409	
	2. 営 業 外 費 用	5,941	3,884	4,678	5,830	6,365	6,781	9,325	11,598	13,769	16,210	18,299	20,182	
	(1) 支 払 利 息	2,369	3,783	4,650	5,802	6,337	6,753	9,297	11,570	13,741	16,182	18,271	20,154	
	(2) そ の 他	3,572	101	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	
特 別 損 益	特 別 損 益	支 出 計 (D)	409,965	403,756	390,858	385,281	382,509	385,722	392,447	397,325	401,440	413,812	423,256	428,770
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)	15,558	30,250	0	0	0	0	27,113	13,885	0	0	0	13,732
		特 別 利 益 (F)	2,976	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		特 別 損 失 (G)	2,102	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		特 別 損 益 (F)-(G) (H)	874	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 益	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	16,432	30,250	0	0	0	0	27,113	13,885	0	0	0	13,732
		繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)												
		流 動 資 産 (J)	92,790	102,172	107,003	111,879	88,813	71,999	71,999	71,999	71,999	71,999	71,999	71,999
		流 動 負 債 (K)	111,389	113,094	115,002	116,666	117,600	119,977	118,527	118,601	121,685	122,314	129,730	137,670
		流 動 負 債 中 一 時 借 入 金	41,633	43,338	45,246	46,910	47,844	50,221	48,771	48,845	51,929	52,558	59,974	67,914
累 積 欠 損 金 比 率	累 積 欠 損 金 比 率	流 動 負 債 中 一 時 借 入 金	69,756	69,756	69,756	69,756	69,756	69,756	69,756	69,756	69,756	69,756	69,756	69,756
		累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)												
		地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)												
		営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	120,294	130,737	124,804	122,299	119,794	117,289	170,868	167,135	163,836	160,494	157,195	192,298
		地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)												
	累 積 欠 損 金 比 率	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)												
		健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)												
		健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)												
		健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)												

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分			令和5年度 (決 算)	令和6年度 (決 算) 〔 決 見 込 〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資本的 収 入	資本的 収 入	1. 企 業 債	103,400	92,880	99,600	51,000	42,000	228,100	206,900	212,200	228,200	191,200	189,800	238,000
		うち 資本 費 平 準 化 債												
		2. 他 会 計 出 資 金												
		3. 他 会 計 補 助 金	20,070	26,924	43,338	45,246	46,910	95,772	78,888	84,230	95,638	81,217	79,307	88,397
		4. 他 会 計 負 担 金												
		5. 他 会 計 借 入 金												
		6. 国(都道府県)補助金	55,656	68,800	66,400	34,000	28,000	68,799	62,418	64,023	68,832	57,685	57,246	71,793
		7. 固定資産売却代金												
		8. 工 事 負 担 金												
		9. そ の 他												
		計 (A)	179,126	188,604	209,338	130,246	116,910	392,671	348,206	360,453	392,670	330,102	326,353	398,190
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
		純 計 (A)-(B) (C)	179,126	188,604	209,338	130,246	116,910	392,671	348,206	360,453	392,670	330,102	326,353	398,190
	資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費	198,035	198,448	177,153	95,444	105,616	373,831	339,242	346,786	373,471	313,354	312,451	388,307
		うち 職 員 給 与 費												
		2. 企 業 債 償 還 金	40,072	41,704	43,338	45,246	46,910	47,844	50,221	48,771	48,845	51,929	52,558	59,974
		3. 他会計長期借入返還金												
		4. 他会計への支出金												
		5. そ の 他	6,350	171										
		計 (D)	244,457	240,323	220,491	140,690	152,526	421,675	389,463	395,557	422,316	365,283	365,009	448,281
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		65,331	51,719	11,153	10,444	35,616	29,004	41,257	35,104	29,646	35,181	38,656	50,091
	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	61,039	39,933	11,153	10,444	35,616	29,004	41,257	35,104	29,646	35,181	38,656	50,091
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額												
		3. 繰 越 工 事 資 金												
		4. そ の 他	4,292	11,786										
		計 (F)	65,331	51,719	11,153	10,444	35,616	29,004	41,257	35,104	29,646	35,181	38,656	50,091
	補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)													
	他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
	企 業 債 残 高 (H)		1,002,542	1,053,718	1,109,980	1,115,734	1,110,824	1,291,080	1,447,759	1,611,188	1,790,543	1,929,814	2,067,056	2,245,082

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和5年度 (決 算)	令和6年度 (決 算) 〔 決 見 込 〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収 益 的 収 支 分		79,702	68,728	16,223	21,453	24,004	28,892	9,297	11,570	14,050	27,887	39,320	20,154
	うち基準内繰入金	1,249	1,206	1,568	1,923	2,077	2,195	3,000	3,720	4,398	5,173	5,850	6,454
	うち基準外繰入金	78,453	67,522	14,655	19,530	21,927	26,697	6,297	7,850	9,652	22,714	33,470	13,700
資 本 的 収 支 分		20,070	26,924	42,466	44,282	45,578	95,368	77,054	85,700	95,123	78,144	77,583	82,079
	うち基準内繰入金	20,036	18,151	18,584	19,528	19,860	20,390	20,933	20,953	20,512	20,523	19,428	20,526
	うち基準外繰入金	34	8,773	23,882	24,754	25,718	74,978	56,121	64,747	74,611	57,621	58,155	61,553
合 計		99,772	95,652	58,689	65,735	69,582	124,260	86,351	97,270	109,173	106,031	116,903	102,233

原価計算表

布設年月日

昭和35年 1月 1日

給水人口

4,250人

計算期間

自 令和7年4月 至 令和12年3月
(5 年間)

収 入 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	料金対象収支 (A)－(B)
料 金 (X)	千円 119,780	千円 130,591	千円	千円 130,591
給 水 装 置 工 事 費		0		0
そ の 他	514	420		420
合 計	120,294	131,011	0	131,011

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	料金対象収支 (A)－(B)
原 価 構 成	人 件 費	千円 12,578	千円 15,748	千円 15,748
	動 力 費	16,140	18,384	18,384
	通 信 運 搬 費	5,391	1,913	1,913
	修 繕 費	5,391	5,504	5,504
	材 料 費	1,874	1,133	1,133
	委 託 費	63,077	62,910	62,910
	減 価 償 却 費	251,909	260,548	240,831
	そ の 他	50,942	19,338	19,338
	支 払 利 息	2,369	6,568	6,568
		409,671	392,045	240,831
合 計 (Y)	409,671	392,045	240,831	151,214

資 産 維 持 費 (Z)	49,060
料 金 対 象 経 費 (Y) + (Z)	200,275

$$(X) \div ((Y) + (Z)) * 100 = 65\%$$

＜料金水準についての説明＞

原価計算表は、別紙「水道事業投資・財政計画」の数値を基に、計算期間を令和7～11年度の5年間で計算しました。計算の結果、資産維持費※を加えた料金対象経費に対する料金収入の割合は約 65%となります。

料金水準の現状を踏まえ、料金については、今後の収支バランスに注視しながら適正料金の検討をしていきます。

※資産維持費について

資産維持費は、水道料金算定要領を参考に資産維持率を標準の3%として以下の式にて算出しています。
資産維持費＝対象資産(R7～R11年度末償未済額の年平均(長期前受金戻入を除く)×資産維持率(3%)

- 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「水道料金算定要領」(公益社団法人日本水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

経営比較分析表（令和5年度決算）

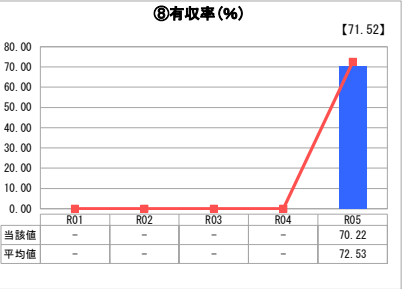
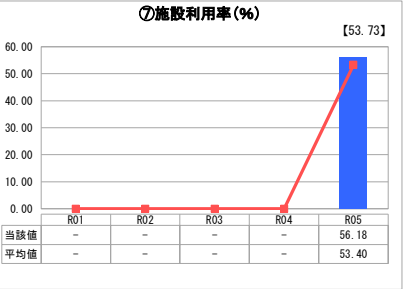
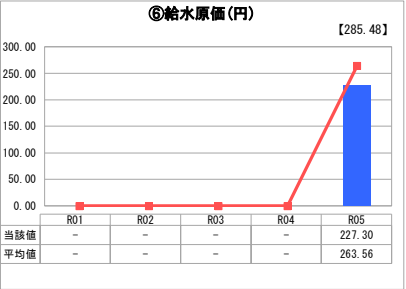
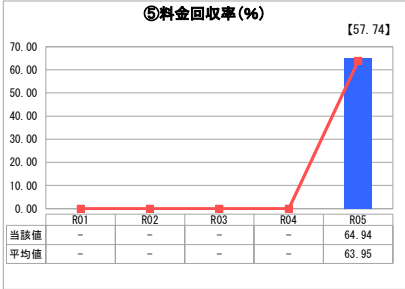
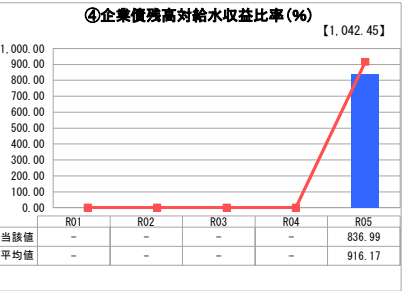
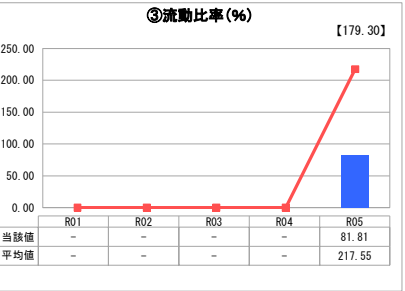
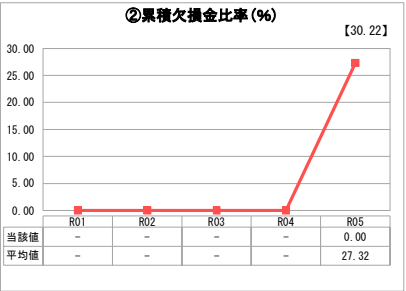
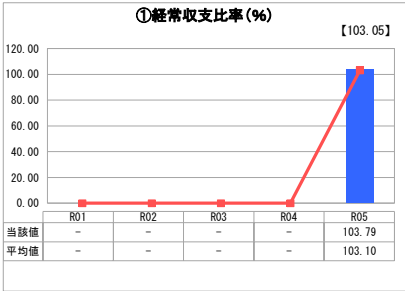
北海道 佐呂間町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	簡易水道事業	C3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	84.26	96.79	4,510	

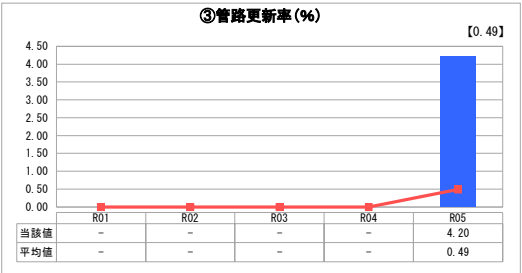
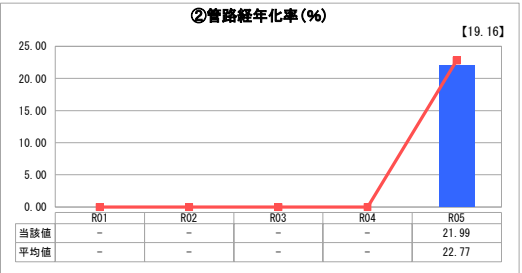
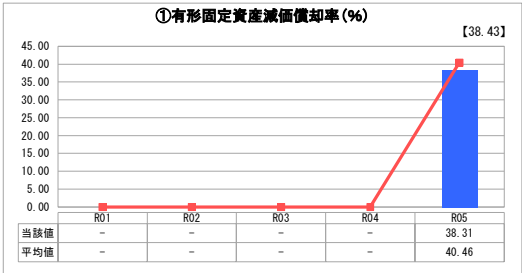
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
4,688	404.94	11.58
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
4,468	100.52	44.45

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

類似団体平均と比較して給水原価が36.26円安く、料金回収率は64.94と同等であることから、経営状況は平均的な状況であると考えている。

経常収支比率は103.79%、累積欠損金比率は0%と経営が健全であることを示しているが、料金回収率が100%を下回っていることから一般会計からの補助金により経営が維持されていることが分かる。今後も給水人口の減少に伴う料金収入の減少が予測されることから、適切な収入確保のため料金の改定等の対策が必要になっている。

債務の状況について、流動比率は81.81%と100%を下回っているが流動負債には建設改良費に充てる企業債が相当額含まれており、企業債の借入に際しては元利償還に対して有利な交付税措置の受けられる過疎対策事業費債を最大限活用しており、一概に支払い能力が不足しているとは考えていない。企業債の借入残高はここ数年減少が続いていたが、大規模施設整備事業として平成26年度から実施している若佐簡易水道区域拡張事業、並びに令和2年度から実施している佐呂間簡易水道基幹改良事業の影響で増加に転じている。それでも企業債残高対給水収益比率は類似団体平均より79.18%下回っており、必要な事業を適切な範囲で実施している。

施設利用率及び有収率ともに類似団体平均と同程度の状況であり、施設の効率性の面では平均的な状況である。不明水対策として毎年度実施している町内全域漏水調査（2～3地区選定）を継続して実施することにより、今後も効率性の向上を図っていく。

2. 老朽化の状況について

有形固定資産減価償却率及び管路経年化率ともに類似団体平均を若干下回る程度であり、施設の老朽化の状況は概ね平均的な状況であると考えている。

なお、管路経年化率は21.99%であるが最も古い管路は昭和45年ごろ整備されており、供用開始から50年以上経過している。

管路更新率については道営事業の若佐簡易水道区域拡張事業で整備された管路について、事業が進捗したことで本町への管理の移管が進み、類似団体平均値を大きく上回っている。

全体総括

本町簡易水道事業の経営の健全性について、類似団体との比較は概ね平均的な状況であると考えられるが、今後も給水人口の減少が進んでいく中で、一般会計への依存を抑えつつ、経常収支比率を維持し料金回収率を100%に近づけるためには料金の改定を含めた対策が必要となっている。

また、施設の効率性及び老朽化の状況についても、類似団体との比較は概ね平均的な状況であると考えられるが、今後も給水人口の減少や施設の老朽化が進んでいく中で、施設の統廃合等による計画的な更新整備を実施していくことが重要であり、管路の老朽化対策についても継続して取り組んでいく必要がある。

これらの課題に対応するため、令和5年度にアセットマネジメントを策定、令和6年度には経営戦略の改定を実施しており、それらの計画に基づいた対策を着実に進めていく。